



JAの団信は、JA共済だから、支払い基準が“やさしいね”

団体信用生命共済

死亡または
所定の支払事由に該当されたら

住宅ローン
の残高が **0** 円に

下記の1、2に該当したとき、支払事由発生時における債務残高相当額がJAに支払われます

1 死亡されたとき

2 お借入後に生じた傷害または疾病により、次のいずれかの後遺障害の状態になられたとき

- ① 両眼の視力が0.02以下になったもの ② 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
- ③ 舌しゃく機能の機能を廃したもの（流動食以外のものが摂取できない） ④ 言語の機能を廃したもの
- ⑤ 両上肢の用を全廃したもの ⑥ 両手の手首の全部を失ったもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神関係、神経系統、胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができるもので、終身にわたり、全く労務につくことができないもの

ここがポイント

団信ってどこも一緒じゃないの？

後遺障害の認定が、JA共済基準なので
“やさしいのです” (๑_๑)
ぜひよ～く見てください
JA共済の良さをわかっていただけるはずです

さらに!!

この団信には、特約として
「9大疾病補償」、「三大疾病保障」、
「長期継続入院保障」
のいずれかを付加できます。

9大疾病も特約でつけられるんだあ!

詳しくは、JA佐波伊勢崎ローンセンターホームページの各種保障付住宅ローン」にてご確認ください。

9大疾病補償付
住宅ローン

3大疾病保障付
住宅ローン

長期継続入院
保障付
住宅ローン

これは安心だね。
JAの団信に決めた!



JA佐波伊勢崎 ローンセンター

☎0120-194-114 URL: http://www.ja-sawa.or.jp/sawaise_loan_center/index.html

ローンセンター

休日ローン相談会

毎週土曜日・日曜日

午前9時～午後5時